

# 第四回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十一號

明治二十六年一月十七日(金曜日)

午前十一時五分開議

議事日程 第三十二號 明治二十六年二月十七日

午前十時開議

第一 請願委員長公爵二條基弘君報告

第二 取引所法案(政府提出)

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 昨日本院ニ於キマシテ修正議決ニナリマシタ  
政府提出砂鑛採取法案ハ即日衆議院ニ送付致シマシタ、本日ノ議事日程第一  
請願委員長公爵二條基弘君ノ報告、

〔公爵二條基弘君演壇ニ登ル〕

○公爵二條基弘君 例ニ依リマシテ請願委員會ニ於キマシテノ結果ヲ御報  
告致シマス、但シ一月十八日第三回ノ御報告ヲ致シマシタ其後請願委員會ニ  
第七回第八回ノ文書表ハ既ニ諸君ニ御廻ハシ申シテ置キマシタ、其中ニ就キ  
マシテ委員會ニ於キマシテ院議ニ付スルヲ要スルト致シマシタノハ即チ九件  
ゴザイマス、夫レハ第一ガ文書表ノ第三百六十八、第三百二十八、第三百四  
十五、第三百六十四、第三百七十六號ノ五通ト云フモノハ是レハ同ジク皆產  
馬事業保護ノ件ヲ願出タモノデアリマスカラ之ヲツニ纏メテ出シマシタ、  
リマス千島事業保護ノ件、其次ハ第三百二十九號ノ郡域變更ノ件、其次ハ第三百六十二號ニア  
助ノ件、夫レカラ文書表三百七十五號ガ昆布輸出稅免除ノ件、其次ガ第三百  
八十六號ノ郡分合ノ件、其次ガ第四百二號ノ牛疫撲滅ノ處分ニ關スル件、夫  
レカラ文書表四百二十三號ノ金祿公債證書下付ノ件、第四百二十四號山林制  
度改正ノ件、是レ丈ヶハ即チ委員會ニ於キマシテ採擇スベキモノト致シマシ  
タ譯デアリマス、其他ノモノハ總テ参考留置ト致スコトニ決シタ譯デアリマ  
ス、此事ヲヨット御報告申シマス、

○公爵近衛篤麿君 チヨット質問ヲ致シタウゴザイマス、私ハ此四百三十  
九號ノ請願ヲ紹介シタ者デアリマスガ此請願ハ昨年ノ暮ニ是レト同様ノモノ  
ヲ紹介シテ出シタコトガアリマス、夫レモ院議ニ付スベカラザルモノト決議

ニナリマシタ、唯今ノ御報告ニ依リマスルト此度ノ請願モ採擇スベカラザル  
モノニナッタ様ナ御報告デアリマスガ是レハドウ云フ理由デ御採擇ヲナサラ  
ヌノデアリマスカ、其理由ヲチヨット御尋ネ申シマス、

○公爵二條基弘君 御答ヘヲ致シマス、既ニ此請願ハ請願委員會ニ於キマ  
シテ議決ヲ遂ゲマシタ所ガ一名ノ少數ヲ以テ否決サレマシタ、即チ參考留置  
トナッタノデアリマス、即チ其反對論者モドウ云フ趣意ニ依リテ反對サレタ  
カ別段委員會ニ於テ反對論者カラ御述ベニナリマセヌカラハ本員カラハ御答  
ヘ申スコトハ出來マセヌ、

○公爵近衛篤麿君 夫レデハ理由ナシニ握潰シニシタノデアリマスカ、  
○公爵二條基弘君 夫レハドウカ……本員ハ多數ニ依リテ参考留置ニナッ  
タコトデアリマスカラ其理由ハ反對論者ニ御聽キ下ス、タラ分ルデアリマセ  
ウ、

○公爵近衛篤麿君 反對ヲシタ諸君モ此中ニ居ラレルダラウト思ヒマスガ  
其御方カラ理由ヲ承リタウゴザイマス、請願委員ノ中デ反對サレタ人モアル  
ダラウト思ヒマスカラ其理由ヲ承リタイト思ヒマス、

○公爵近衛篤麿君 御答ヘノナイ所ヲ見マスルト全ク理由ナシニ握潰シタ  
モノト見エマス、若シモ左様ナコトデアルナレバ苟モ多數ノ人ガ連署ヲシタ  
トスルモノヲ譯ナク握潰シタト云フ譯デ誠ニ委員會ハ不親切ナモノト考ヘマ  
ス、外ノ請願書ノコトハ知リマセヌガ私ノ紹介シタ請願書ニ付テハ委シク書  
イタコトモ調べテ存ジテ居リマスルカラ是レハ貴族院規則ノ百三十六條ニ依  
リマシテ孰レ一週間内ニ議院ニ付セラレルコトヲ手續ヲ經テ請求スル積リデ  
アリマス、此事ヲ前以テ申シテ置キマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議事日程第二、取引所法案、政府提出衆議院  
送付、第一讀會ヲ開キマス、是レハ數條ゴザイマスニ依リテ通牒文ノミヲ朗  
讀致サセマス、

〔木内書記官朗讀〕  
一取引所法案  
右政府提出案本日本院ニ於テ修正議決セリ依テ議院法第五十四條ニ依リ及  
送付候也

明治二十六年二月十四日

衆議院議長 星

亭

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

## 取引所法 第一章 取引所ノ設立

第一條 賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ

數種ノ物件ノ取引所ヲ設立スルコトヲ得  
第二條 同種ノ物件ヲ賣買取引所ハ一地區一箇所ニ限り設立スル

コトヲ得但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム  
第三條 取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼

續ノ出願ヲ爲スコトヲ得  
第四條 株式會社組織ノ取引所ハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ

第二章 取引所ノ組織  
第五條 取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ由リ會員

組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得  
第六條 會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ仲買人及會員ニ限り賣買

取引ヲ爲スコトヲ得  
第七條 取引所ハ法人トシテ財產ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

第八條 取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ營業部類ニ屬スル商品ノ倉庫ヲ設

置シ及指圖式ノ倉荷證書ヲ發行スルコトヲ得  
第九條 取引所ハ其ノ倉荷證書ニ對シ前貸ヲ爲シ又ハ買受クルコトヲ得ス

第十條 取引所ノ責任ハ其ノ財產ニ限ルモノトス

第十一條 取引所ハ政府ノ認可ヲ受ク可シ

第十二條 取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ得  
第十三章 取引所ノ會員、株主及仲買人

第十四條 一箇年以上取引所ノ營業部類ニ屬スル商業ニ從事シタル商人ハ定

款ノ規程ニ從ヒ其ノ取引所ノ會員トナルコトヲ得  
二箇年以上其ノ取引所ノ營業部類ニ屬スル商業ニ從事シタル商人ニシテ

年齡二十五歳以上ノ者ハ政府ノ免許ヲ受ケ其ノ取引所ノ仲買人トナルコトヲ得

一種ノ商業ニ付前項ノ資格ヲ有スル者ハ土地商業ノ情況ニ依リ二種以上

ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ノ仲買人タル免許ヲ受クルコトヲ得  
第十一條 帝國臣民ニ非サレハ取引所ノ會員、株主又ハ仲買人トナルコトヲ得ス

婦女、未成年者、公權剝奪及停止中ノ者、復權セサル破產者及家資分散者  
並取引所ニ於テ除名ノ處分ヲ受ケタル者ハ取引所ノ會員タルコトヲ得ス  
重禁錮一箇年以上ノ刑ニ處セラレ又ハ信用ヲ害スル罪、財產ニ對スル罪、

商業及農工業ヲ妨害スル罪ヲ犯シテ刑ニ處セラレ其ノ満期若ハ赦免後二箇年ヲ經サル者及前項ニ該當スル者ハ取引所ノ仲買人タルコトヲ得ス

第十二條 取引所ノ會員ハ自己ノ計算ヲ以テスルトキハ引所ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

仲買人ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其ノ賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條 取引所ノ仲買人ハ其ノ免許ヲ受クルトキ免許料ヲ納ムヘシ

免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十四條 取引所ノ會員及仲買人ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

第十五條 取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲メ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ仲買人ノ營業ヲ停止シ五百圓以内ノ過怠金ヲ課シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ仲買人ヲ除名スルコトヲ得

第十六條 取引所ノ役員ハ其ノ取引所ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二箇年以内ノ任期ヲ以テ之ヲ選舉シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

取引所ノ役員左ノ如シ

理事長 一人

監査役 二人以上

理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ選舉スルモ妨ケナシ

第十一條 第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

第十七條 取引所ノ役員及雇人ハ其ノ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス但シ監査役ハ此限ニアラス

第十八條 取引所ノ賣買取引ハ直取引、延取引及定期取引ノ三種トス

第十九條 取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

付賠償ノ責ニ任スヘシ

第二十一條 取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキハ其ノ證據

金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得  
第二十二條 株式會社組織ノ取引所ハ賣買取引所ノ違約ヨリ生スル損害ニ  
前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償  
ヲ其ノ違約者ニ要求スルコトヲ得ス

第二十三條 取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手數料ヲ徵收スルコト

トヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ  
第二十四條 取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

第二十五條 取引所外ニ於テ取引所ノ定期取引ト同一又ハ類似ノ方法ヲ以テ賣買取引ヲ爲ストヲ得ス

第二十六條 取引所ニ於テ賣買取引シタル物件ノ相場ハ公定相場トス  
第六章 取引所ノ監督

第二十七條 農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲナスコトヲ得

一 取引所ノ解散

二 取引所ノ停止

三 取引所一部ノ停止若ハ禁止

四 役員ノ解職

五 會員又ハ仲買人ノ營業停止若ハ除名

第二十八條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引所ノ業務、帳簿、財產其ノ他一切ノ物件及會員又ハ仲買人ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員及仲買人ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スベシ

第二十九條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ定期取引所ノ決議及處分ヲ停止シ禁止シ若ハ取消スコトヲ得

第三十條 取引所任意ノ解散ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第七章 罰則

第三十一條 第十二條第一項及第十七條ノ規定ニ違背シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十五條ニ違背シタル者及公定相場ヲ偽リタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第三十三條 取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 取引所ノ資本金、營業保證金、株式、手數料及積立金ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十六條 本法發布以前ヨリ營業スル米商會所、株式取引所及取引所ハ

本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲サ、ルモノハ此ノ限ニアラス

○國務大臣（伯爵後藤象二郎君）諸君、此取引所法案が當日第一讀會ニ成リマシタ、是レハ申ス迄モナク政府ノ提出案デゴザイマス故一應大意ヲ申述

述べテ諸君ノ御贊成ヲ得ヤウト思ヒマス、本案提出ノ理由ハ大要理由書ニ盡シテアリマスル、併ナガラ尙ホ理由書ノ不足ヲ補ヒマスルト之ヲ精細ニ申述

ブルタメニ一應申述ベマスル、就此取引所法案ハ即チ相場營業ト申スモノハ諸君モ御承知ノ通り數百年來經過致シ

マシタモノデゴザリマス、舊幕府以來或ハ諸藩ノ制度又舊幕府ノ制度ヲ即チ此明治政府ハ受繼ギマシテ其習慣ニ從ヒマシテ必要ノ監督ヲ行ヒ來ツタモノ

デゴザリマス、而シテ其取締ノ法律ト云フモノハ米商會社條例、株式取引所條例及取引所條例ニ依ツテ監督ヲシテ參リマシタモノデゴザリマス、然ル所

唯今ノ三條例ノ規定上ニ賣買取引ノ方法等ニ關シマシテハ往々利害ガ調和シ

マセヌノデゴザリマス、固ヨリ先刻申ス通り習慣ニ依ツテ稍之ヲ整理致シ

置イテ又取締ヲ附ケルタメニ此三法律ヲ立テマシタガ何分利害ガ調和致シマ

セヌカラ此相場營業ノ秩序ヲ發達スルコトニ就テ今日甚ダ困難ヲ來シテ居リ

マス、故ニ此法律案ハ即チ其相場營業ノ秩序ヲ維持シテ實業者ヲシテ遼由ノ便宜ヲ得セシメヤウト存ジマス、彼ノ三條例ニ對シマシテ此取引所法案ヲ制

定シマスルコトハ目下ノ緊要ノコトト存ジマスノデゴザリマス、而シテ此法

案ノ制定ノ要旨ト云フコトヲ簡單ニ條件ヲ舉ゲテ申シマスルナラバ即チ行政

統一ノ必要ニ依リマシテ現行ノ三條例ヲ綜合一定スルト云フコトヲ必要ト致

シマス、又法律ノ效力ヲ完全ニセシメマンテ其施行ヲ割一ニセムガタメニ、殊ニ人權物權等ノ永久不變ノ施行ハ此法律ニ規定シテゴザリマス、彼ノ賣買

取引ノ方法等ノ商業ノ發達ニ隨伴シマシテ市場ノ移動即チ移リ變リニ應ジマ

シテ更正ヲ要シテ參ルコトハ其手續順序ヲ追ヒマシテ各其輕重ニ從ヒマシ

テ勅令ニテ定款ヲ以チマシテ追々ニ其時勢ノ變體ニ從ツテ定メテ參ラウト存ジマス、又商慣習ノ調和ヲ圖リマシテ現行三條例ノ規定ニ就キマシテ其惡ヲ去リ弊ヲ除キドウゾ其宜シキヲ擇ンデ其利ヲ採ッテ以チ實業者ノ遵依スル所ノ便ヲ與ヘヤウト存ジマス、斯様ナ譯デ唯今ノ三條例ヲ簡單ニ申シマス、叔本案ヲ提出スルニ就キマシテハ全國ノ商業會議所ニ諮詢ヲ致シマシテ其會議所ノ答申ヲ尙ホ斟酌致シマシテ此法律案ヲ制定致シマシタノデゴザリマス、而シテ客年ノ十二月二十一日ニ衆議院ニ提出ヲ致シマシテ其後衆議院ニ於キマシテハ審議ノ末更ニ多少ノ修正ヲ加ヘラレマシテサウシテ茲ニ本院ニ送付セラレマシタモノデゴザリマス、全國ノ實業者ハ勿論、政府ニ於キマシテモ

幸ニ諸君ノ協賛ヲ得マシテ速ニ本案ノ可決ヲ得マスルコトヲ切ニ冀望致シマス、尙ホ當議會モ最早會期モ切迫ヲ致シテ居リマス、願ハク

ハ急速此議案ヲ御決了ニナリマスルコトヲ冀望致シマス、隨分此相場所ノコトニ就キマシテハ其細則等ノ取調ベニ至リマシテハ大キニ煩雜ヲ極メルモノ

デゴザリマス、此議場ニ於キマシテ夫々説明ヲ致スコトニ就キマシテハ如何ニモ混雜ヲ致サウト心得マス、ドウセ委員ニ御付シニナリマセウカラ委員諸君ト篤ト細則等ノコトハ御談ジヲ致サウト存ジマス、

○小畠美稻君 農商務大臣ニ質問ヲ致シマス、拔本案ヲ一讀致シマシテゴザリマスガ、創立ノ手續ヨリ設立ノ方法ト云フモノハ總テ掲グラレテアリマセヌガ、是レハ商法ノ會社規則ヲ政府ハ提出ニナリマシテ本院ニ於キマシテハ夫レガ可決ニナリマシテ唯今衆議院ニ送付ニナッテ居リマスガ、其商法ニ依リマスルノ御趣意デ此案ニハ總テ創立手續ヨリ設立ノ方法ハ掲ゲテナイコトト考ヘマス、サウナリマスルト速ニ本院ニ於キマシテ是レガ可決ニナリマシテモ唯今衆議院ニ廻ツテ居リマスル商法ノ會社規則ガ衆議院ヲ通過致シマセネバ本案ハ施行ノ運ビニ至リマスマイト考ヘマスガ、矢張リ政府モ其御考デアリマスカ、又一應伺ヒマス此衆議院ヨリ廻付ニナリマシタ三十三條ニ於テ「取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマス、政府提出ノ案ニハ總テ此稅則ノコトハゴザリマセヌガ、政府ニ於キマシテハ、政府ノ御趣意ハ米穀ノ取引所モ株式取引所モ總テ無稅デ取扱ハセルト云フ御趣意デアッタモノデアリマセウカ、衆議院ニ於テ此稅則ノコトヲ掲ゲタモノデアリマスガ本案ガ本院ヲ通過致シマシテモ是レハ別ニ法律ヲ以テ定メルト云フ稅則ガ兩院ヲ通過致シマセネバ本案ハ施行ノ運ビニ至リマスマイト思ヒマス、ソコラアタリハ如何ノ御考デアリマスカ、マダ外ニモ伺ヒマスコトガゴザリマスガ先づ夫レ丈ヶヲ伺ヒマス、

○國務大臣(伯爵後藤象二郎君) 第一ノ御質問ニ對シテ御答ヘヲ致シマス、是レハ固ヨリ商法ニ遵依致ス積リデアリマス、又第二ノ御答ヘニ付テハ固ヨリ此稅則ヲ定メルコトニ就キマシテハ當時政府ニ於キマテシモ十分ニ取調ヲ致シテ此會期中ニ提出致ス積リデゴザリマス、

○小畠美稻君 モウ一度伺ヒマス、然ラバ政府提出ノ案ニハ總テ此稅則ノコトハゴザイマセヌデカラニ無稅デ營業サセルト云フ政府ノ御趣意デアッタカト考ヘマスガ、サウデゴザリマスカ、

○國務大臣(伯爵後藤象二郎君) 左様ナコトハゴザリマセヌ、當時ト雖モ隨分重稅ヲ課シテアリマス、此稅則ニ就テハ唯今取調ベ居ル所デゴザリマシテ先刻モ申上ゲル通り此會期中ニ提出致サウト心得テ居リマス、

○小畠美稻君 モウ一應、少シ逐條ニ涉ル様ニモゴザリマスガ十五條ノ末

項ニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 逐條ニ涉ル御質問ハドウカ後トヘ御讓リヲ願ヒマス、

○小畠美稻君 夫レデハ差控ヘマス、

○藤村紫朗君 農商務大臣ニ少シ御尋ヲシマス、取引所組織會員組織又會社組織ノ利害ノコトニ就キマシテハ從前世間ニ色々議論ノアッタコトデゴザイマスガ、此提出案ニハ會員組織ト會社組織ト雙方採ツテ何レトモ其出願者ノ意思ニ任セテ御許シニナルコトニ御定メナサタト考ヘマスガ、政府ニ於キマシテハ會員組織ト會社組織ノ利害ノコトニ就テハ御主義ハナイノデゴザイマスカ、雙方並行ハレルト云フノハドウ云フ理由デアリマスルカ、政府ノ見ラレル所ヲドウグ審ニ御説明ヲ願ヒタイ、

○國務大臣(伯爵後藤象二郎君) 政府ノ目的ハ、此會社組織會員組織ト云フコトハ敢テ一方ニ偏シナクテ宜シイト考ヘマス、或ハ其土地ノ習慣ニ依リ、或ハ又其地方ノ形況ニ依ッテドッヂモ敢テ取締ニ於テ不都合ハナイト心得マス、或ハ又一方ニ會社組織ガアリ、一方ニ會員組織ノモノガアッテ、而シテ其營業ニ抵觸ヲ來スト云フコトハ即チ其所謂利便ニ從ツテ政府ハ許否ヲ致シマスル積リデゴザリマス、御質問ハ夫レデ宜シウゴザリマスカ、

○子爵酒井忠彰君 本員モ農商務大臣ニ質問致シタウゴザリマス、唯今藤村君ヨリ致シマシテ株式組織及會員組織ノコトニ付キマシテ政府ノ意向ハドウ御考ヘデアラウカト云フコトニ付キマシテ今農商務大臣ヨリ御答ヘニナリマシタ、其御答ヘノコトニ付キマシテ尙ホ本員ハ質問ヲ要シマスルト云フノハ即チ此法律案ト云フモノハ或ル場合ニハ會員組織ニシテ宜シイ或ル場合ニハ株式組織ニシテ宜シイト云フノハ詰マリ人民ニ放擲シテ定メルモノデア

ル、即チ或ル場合ニハ株式組織ニシテ宜シイ或ル場合ニハ會員組織ニシテモ決シテ取締上ニ於テ差支ガナイト認メテ居ルト云フコトデアリマスルト、若シヤ此三府ノ如キ人口ノ多々アリマスル場合デアリマスレバ一市内ニシテ株式組織ト會員組織トノ二途ニナリ得ラル、ト云フコトガ唯今ノ御辯明デゴザリマスルト出來得ラル、様ナ如キ御答ヘニ本員ハ伺ヒマシタガ、果シテ東京大阪所謂三府五港ノ如キ輻湊スル市街ニ於テハ會員組織株式組織ヲ並行シテスルモ差支ナイト云フ大臣ノ御見込デアリマスカ、チヨット夫レヲ……

○國務大臣(伯爵後藤象二郎君) 夫レハ唯今御答ヘ致シマシタ通リ其土地ニ於テ接近致シテ是レガ商業上ニ滯滯ヲ來ストカ云フトキハ即チ之ヲ許可致シマセヌデアリマス、又當時ト雖モ即チ東京ニ於キマシテハ會社組織モゴザリマスルシ或ハ神戸ノ如キニ至リマシテハ會員組織ニ相成ツテ居ル、又大坂ハ會社組織モアリマス、敢テ當時大キニ害ガアルト云フコトガアリ或ハ是

レハドウモ商業上ニ於テ抵觸スルトハ見エマセヌノデゴザイマス、固ヨリ夫  
レ等ガアリマスルニ依リマシテ此一定ノ法律ヲ以テ左様ノコトヲ定ムル必要  
モナシ又定ムベキコトデナイト本大臣ハ心得テ居リマス、  
○子爵松平信正君 チヨット私モ質問致シタイ、唯今當局大臣ノ御辯明ニ  
依リマスト總テ衆議院ノ修正ニ御同意ニナッタ如ク説明ニナッテ居リマスガ、  
即チ原案ノ延取引又ハ類似ノ方法ヲ以テ賣買取引ヲナスニハ政府ノ認可ヲ受  
クルト云フコトヲ削除シテ居リマスガ、是レ等延取引ヲ他ノ場所デスルハ政  
府ノ認可ヲ得ズシテ差支ナイト云フ農商務大臣ノ御見込デアリマスカ、チヨッ  
ト……

○國務大臣(伯爵後藤象二郎君)

固ヨリ是レハ取引所會社ナリ或ハ會社組

織ナリ或ハ又會員組織ナリ致セバドウセ出願シテ許可ヲ得ネバ相成ラヌ譯

デ、ソコデ夫レニ類似シタノハ即チ取締上カラ初ニハ此條ヲ極メテ置ク方ガ  
便利ト心得マシタガ敢テ是レガナイト雖モ決シテ取締上差支ノ無イト云フ考  
ヲ以チマシタ、固ヨリ他ニ斯ノ如キ商業上ニ付キマシテハ他ノ法律モゴザイ

マスカラ取締ヲ致セバ取締ガ出來マス、夫レニ衆議院ニ於テ此條ヲ修正ニナ

リマシテ之ニ同意致セヌト云フコトデモアリマセヌカラ同意ヲ致シタノデア  
リマス、  
○公爵近衛篤麿君 サウデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 近衛公爵ノ動議ハ此特別委員ニ於テ審査ノ期  
限ハ二十日中ニ報告スルコトニ定メルト云フ動議……此動議ニ賛成ノ諸君ノ  
起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザリマス、依ツテ期限ハ右ノ通り  
ニ定マリマシタ、次ノ議事日程ハ何分唯今定メ兼ネマスニ依ツテ後トヨリ御  
報告致シマス、本日ハ散會、

午後零時四分散會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ノ動議ニ賛成、  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ノ說ハ委員ノ選舉ヲ議長ニ委託スル  
ト云フ、此說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、唯今退キマシテ選定ノ

上再び議場ニ御集リヲ請ヒマス、  
〔金子書記官長朗讀〕  
午前十一時三十六分休憩

午後零時一分開會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 前刻議長ヘ御委託ニナリマシタ取引所法案特  
別委員ヲ選定致シマシタニ依ツテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、  
〔金子書記官長朗讀〕

取引所法案特別委員

公爵 二條基弘君 男爵 小澤武雄君 菊池武夫君

川田小一郎君

木下廣次君

渡邊治右衛門君

小室信夫君

小幡篤次郎君

渡邊甚吉君

○公爵近衛篤麿君 當會期モ最早日ガ迫ツテ居リマスカラ日ヲ限ツテ之ヲ  
付託シタイト存ジマス、二十日中ニシタラドウカト……此動議ヲ提出致シマ  
ス、

○子爵岡部長職君

本員ハ近衛公爵ノ動議ヲ賛成致シマス、

○子爵松平信正君

近衛公爵ニ賛成、

○子爵板倉勝達君

近衛公爵ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 二十日中ニ報告ニナル様ニスルト云フノデス  
カ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 二十日中ニ報告ニナル様ニスルト云フノデス  
カ、

○公爵近衛篤麿君

サウデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

近衛公爵ノ動議ハ此特別委員ニ於テ審査ノ期  
限ハ二十日中ニ報告スルコトニ定メルト云フ動議……此動議ニ賛成ノ諸君ノ  
起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半數デゴザリマス、依ツテ期限ハ右ノ通り  
ニ定マリマシタ、次ノ議事日程ハ何分唯今定メ兼ネマスニ依ツテ後トヨリ御  
報告致シマス、本日ハ散會、

午後零時四分散會